

## 理美容併設『カットルーム秋田大曲店』

事業部・店舗活性部の懸案だったカットルーム初の理美容併設店にチャレンジしました。



(コンビニ空き店舗)

秋田県大仙市（旧大曲市）に6月18日にカットルーム29番目の店舗（現在稼働25店）として、約150㎡の旧コンビニ店舗をアルミサッシの透明なガラス隔壁（センターパーティション）によりフロア中央で仕切り、理容と美容との2分割後でもワンフロア時の開放的な広さをあまり犠牲にする事無く、視覚的閉塞感を無くし、その上、受付はどちらのブースからでも手の空いた人が対応できるようにしました。



(ガラスのセンターパーティション)

これは事前到大仙市の保健所生活衛生課や市役所の環境課に相談に行きアドバイスや了解を得た上で承認を受け、立ち会い検査後に理容所・美容所併設店舗として正式に理容美容2つの確認証を頂いた公認店舗です。

各県や地域の保健所や市役所によっても理容所・美容所開設に対する対応はまちまちで、規制緩和に積極的で地域の産業振興に前向きな土地と、昭和に出来た条例や施行細則を固持して欠点を粗捜しするがごとく融通の利かない担当者がある保健所もあります。

徹底した消毒や衛生指導をするのは時代に関係無く必要な事ですが、規則や設備面には合理性が感じられないような事例が良くあります。

その一つに昭和32・6・3・法律163号で美容師法には基本的にカットは無かったのです。

それが昭和53・12・5・環指146号で女性のカットは良いになり男性のパーマメントに

伴うカットはしても良いになっています。しかし、今でも基本的にカットのみの男性カットをしてはいけない事になっているのです。男性または男子またはメンズのカットと入れた看板表示はもちろんバリカンの丸刈りなどはもっともいけないのだそうです。

現状はどうかと言うと、日本全国的に見ても常識では考えられないでしょう。でも現在でも厚生労働省の担当官に確認を入れましたが、未だ黙認の域なのです。地域によっては美容所で開設したら男性・女性・子供カットと看板に入れたものを書き直すよう指導された横手IC店のような事もあります。



(下が指導され修正後の横手IC店看板)

それらを打破する為には理容所で登録するのが一番良いのですが、そうすると現状では男性女性子供とオールマイティーなカット専門店とすると美容師の働き場が無くなってしまいます。

そこで、今回はテストケースですが、店舗を2分割して理容所・美容所とどちらも登録し、理美容併設店としてしまえば理容師・美容師どちらの資格者も安心して働け、得意分野の方へお客様を移動して頂けば良いのです。スペースさえあるなら、これが標準化されるとすべてをクリアーできる最善の店舗として地域の基幹店舗になります。



理美容併設『カトルーム大曲店』